

東弁2025人権第565号

2026（令和8）年1月26日

東京拘置所

所長 山本英博 殿

東京弁護士会

会長 鈴木善和

人権救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勧告します。

第1 勧告の趣旨

貴所が、受刑者である申立人の意に反し、丸刈りの調髪を実施したことは、申立人の髪型についての自己決定権（憲法第13条）を侵害するものであるから、かかる調髪の根拠とされている刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第26条第5項に基づく被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令第6条第1項及び第2項に規定されている髪型について、性別による区別を廃止し、受刑者の性別を問わず適用される合理的な基準に改めることを法務大臣に上申するよう、勧告する。

第2 勧告の理由

1 認定した事実

申立人によれば、貴所職員5名は、2021（令和3）年3月26日午前7時30分頃から午前8時頃、申立人が拒絶しているにも関わらず、無理矢理力ずくでバリカンにより申立人を坊主にしたとのことである。

貴所の回答は、調髪を実施した事実は認めたものの、原型刈り又は前五分刈りのどちらの髪形であるかも含め、その他については、関連記録はなく、回答いたしかねます、というものであった。

本件申立て内容、申立人及び相手方の回答内容からすると、貴所職員が、申立人が拒絶しているにも関わらず、申立人の意に反して、原型刈り又は前五分刈りの調髪を行った。

2 権利侵害性

(1) 刑事収容施設での髪型に関する他の弁護士会の執行事案

省略

(2) 刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会（第274回）議事要旨

2020（令和2）年1月16日に行われた刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会（第274回）議事要旨には、以下の記載がある¹。

記

職員から身体を押さえつけられ、強制的に頭髪を刈り取られる違法な有形力の行使を受けたとする法務大臣に対する事実の申告について、「法務省意見相当」（身体に対する違法な有形力の行使は認められない。）との結論に至ったが、3名の委員から、以下のとおり、意見が示された。「受刑者の調髪について見直す時期に来ているのではないか。現行では、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）、第26条第5項により法務大臣が定める受刑者の髪型の基準は、男子の受刑者については、原型刈り（別図第1）、前五分刈り（別図第2）又は中髪刈り（別図第3）とされている（中髪刈りは仮釈放対象者

¹ 法務省のHP

https://www.moj.go.jp/hisho/shomu/hisho01_00025.html

のため除外）。その目的としては、刑事施設内の衛生の保持並びに刑事施設の規律及び秩序の維持にあるとされ、その運用上、調髪は経理が担当している。そのため、さほど技術を要しない原型刈りを原則としていると思われる。しかし、髪型は人権上の問題でもあるから、ある程度受刑者の意に沿った髪型に対応する必要があり、そのためには選択できる髪型の種類を増やすほか、調髪技術の不足については各刑務所に経理を配置すること自体が困難な状況となっていることに鑑みれば、非常勤で例えば月一度程度外部の理髪師等を派遣することを検討すべきではないか。

すでに、法60条第2項は、受刑者が自弁により調髪を行いたい旨の申し出をした場合、刑事施設内の衛生の保持並びに刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがない限り、本人が希望する髪型を許すことを定めている。

また、近年LGBTの受刑者（戸籍の変更ができていない）がいることも配慮すると、髪型を強制することについては、人権上の見地からも検討する時期に来ているのではないかと思われる。」

(3) 刑務所内の調髪に関する法制度

ア 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第60条第1項

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律は、受刑者については、「受刑者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる。」（第60条第1項）とする。

イ 刑事施設及び被収容者等の処遇に関する規則

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第60条第1項の法務省令である刑事施設及び被収容者等の処遇に関する規則が、「男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、及びおおむね一月に一回、調髪を行わせる。」（第26条第1項）、「受刑者に行わせる調髪の

髪型の基準は、法務大臣が定める。」（同条第5項）と定めている。

この法務大臣の定める髪型の基準として、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令があり、「(1)男子の受刑者については、原型刈り（別図第1）、前五分刈り（別図第2）又は中髪刈り（別図第3）とする。」

「(3)法第60条第2項に規定する自弁の調髪の髪型については、前2号の規定にかかわらず、刑事施設内の衛生の保持並びに刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがない限り、本人が希望する髪型とする。」（第6条第1項）、「男子の受刑者の調髪は、前項第1号に規定する原型刈り又は前五分刈りのうちから、その受刑者が選択する髪型を参考にして行わせるものとする。ただし、男子の受刑者が次のいずれかに該当する場合において、その者が希望するときは、前項第1号に規定する中髪刈りの髪型を参考にして、適當な長さに頭髪をそろえる調髪を行わせるものとする。(1)仮釈放の準備のため必要があると認められる者（仮釈放審査のための地方更生保護委員会委員による面接が終了している場合に限る。）(2)残刑期3か月以内の者(3)制限区分に応じて刑事施設の長が定める調髪の基準に該当する者（制限区分第2種以上の者に限る。）(4)禁錮受刑者(5)拘留受刑者及び旧拘留受刑者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留の刑の執行のため拘置されている者をいう。）」（同条第2項）と定めている。上記では、原型刈り又は前五分刈りのうちから受刑者が選択できるというものの、原型刈りは長さ0.2センチメートル、前五分刈りは1.6センチメートルに頭髪全体を刈り取るもの（上記別図第1・第2）であって、いずれも頭髪全体をごく短く刈るもの（「丸刈り」）であり、その選択の余地としての意味は乏しい。

もっとも、上記訓令第6条第3項は、「厚生労働大臣から理容師又は美容師養成施設の指定を受け、理容科又は美容科の職業訓練を実施している刑事施設において、その職業訓練として受刑者の調髪を行わせる場合には、その髪型について、前2項の規定によらないことができる。」としており、丸刈りも絶対的な要請とはなっていない。

なお、女性の受刑者については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則が、「女子の受刑者には、必要があるときに、調髪及び顔そりを行わせる。」（第26条第3項。第5項も同様に適用あり）と定めており、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令は、「(2)女子の受刑者については、華美にわたることなく、清楚な髪型とする。」（第6条第1項）と定めている。

ウ 国際人権基準

国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）18は、被拘禁者がその自尊心に見合う容姿を整えられるよう、頭髪及びひげを適当に手入れする設備の設置を義務付けており、その自尊心に見合う容姿を保持する被拘禁者の権利を想定しているものと考えられる。

(4) 個人が髪型を自由に決定しうる権利

憲法第13条は、生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利を保障しており、その一内容として、自己に関する事柄について、公権力の干渉を受けることなく、自ら決定することのできる権利（自己決定権）を保障している。

個人の髪型は、個人の自尊心あるいは美的意識と不可分一体として結びついており、特定の髪型を強制することは、身体の一部に対する直接的な干渉となり、強制される者の自尊心を傷つける恐れがある。そのため、髪型決定の自由は個人の人格価値に直結する。

個人が髪型を自由に決定しうる権利は、個人が一定の重要な私的事柄に

ついて、公権力から干渉されることなく自ら決定することができる権利として、憲法第13条により保障されていると解される。

そして、この髪型についての自己決定権は、受刑者であっても、矯正処遇の目的に反しない限り保障される。

(5) 原型刈り又は前五分刈りを強制することに合理性が認められないこと
被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令は、男性受刑者の調髪方法については、原則として原型刈り又は前五分刈りとすることを定めている。調髪について、原型刈り又は前五分刈りのいずれかに限定することは、受刑者の社会復帰と更生に結び付くものではなく、刑事収容施設の適正な管理運営にとっての必要性も認められない。そのことは、女性の受刑者の調髪方法については「華美にわたることなく、清楚な髪型とする。」(被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令第6条第1項第2号)とされており、ある程度の自由が認められていながら何ら問題が生じていないことからも裏付けられる。少なくとも、男性の受刑者に女性の受刑者と同程度の髪型の自由を認めても、刑事施設の規律及び秩序の適正な維持や、矯正処遇の適切な実施が妨げられるものとは認められない。

(6) 結論

貴所が、受刑者である申立人の意に反し、丸刈りの調髪を実施したことは、申立人の髪型についての自己決定権を侵害するものである。今後、全ての刑事施設において同様の人権侵害が生じないようにするために、上記第1記載の勧告をする次第である。

以上